

令和 4 年 12 月 16 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
釜 菴 敏
(公印省略)

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保
及び救急医療のひっ迫回避等のための取組について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、各都道府県において、年末年始における外来医療体制や入院体制の確保・維持、救急医療のひっ迫回避等への取組みにあたり留意する事項について、周知（再周知を含む）及び依頼にかかる事務連絡等を取りまとめたものです。

このうち、記の 2. 「(2) 同時流行に備えた相談体制の周知徹底に係る財政支援措置について（周知）」に記載されているとおり、現在、厚生労働省から発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底につき依頼がなされているところ、その周知に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の適用等について「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q&A（第 7 版）について」（令和 4 年 12 月 12 日付け事務連絡）が示されておりますので、添付資料として併せてご連絡申し上げます（該当部分抜粋）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年12月14日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療のひっ迫回避等のため
の取組について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

各都道府県におかれては、年末年始も見据えた保健・医療提供体制の整備に努めていただいているところですが、年末年始においても、発熱等のある患者に適切に対応できる体制の確保・維持が重要です。

については、引き続き、外来医療体制や入院体制の確保・維持に取り組んでいただくに当たり、特に留意されたい事項等について取りまとめたので下記のとおりお示しします。

記

1. 年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保

（1）保健・医療提供体制の確保について（再周知・依頼）

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保については、主に以下の事務連絡において具体的な取組を示しているところであり、年末年始においても保健・医療提供体制に支障が生じることのないよう、地域の実情に応じて、体制確保の取組を行い、万全を期していただきたいこと。

- ・「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（同年11月4日一部改正））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001019357.pdf>

- ・「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について（依頼）」（令和4年11月21日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001015316.pdf>

- ・「休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について（依頼）」（令和4年12月2日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001019522.pdf>

（2）年末年始における巡回診療の取扱いについて（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて」（令和2年3月25日付け事務連絡）等においてお示ししているところである。

年末年始においては、医療機関の診療体制が通常とは異なる中で、同時流行も見据えた外来医療体制等を確保する観点から、数日間連続して巡回診療を行う場合には、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）の記第一の二の「移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的に反覆継続（おおむね毎週二回以上とする。）して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行なわれることのないもの」とする要件は、柔軟に取り扱って差し支えないこと。

2. 救急医療のひっ迫回避等のための取組

（1）休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の集約・周知状況について（依頼）

「休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について（依頼）」（令和4年12月2日付け事務連絡）においてお示ししているとおり、休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の集約・周知状況について別紙の様式に記入いただき、令和4年12月20日（火）までに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班宛て回答すること。

（2）同時流行に備えた相談体制の周知徹底に係る財政支援措置について（周知）

「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（同年11月4日一部改正））において、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底

を依頼しているところ、今般、その周知に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の適用等について、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第7版）について」（令和4年12月12日付け事務連絡）において示したので、当該事業も活用しながら、相談体制の強化を図っていただきたいこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001023132.pdf>

以上

[照会先]

- 1(2) 年末年始における巡回診療の取扱いについて
医政局総務課
メールアドレス：Isei_soumu@mhlw.go.jp

- 2(1) 休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の集約・周知状況について
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（医療班）
メールアドレス：corona-houkoku@mhlw.go.jp

- 2(2) 同時流行に備えた相談体制の周知徹底に係る財政支援措置について
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金担当
メールアドレス：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

【一部抜粋】

事務連絡
令和4年12月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関するQ&A（第7版）について

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、今般、別添のとおり「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第7版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第6版）」（令和4年10月28日）から追記等を行った部分に下線を付しております。

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関するQ & A（第7版）

令和4年4月1日	第1版
令和4年5月18日	第2版
令和4年7月6日	第3版
令和4年9月22日	第4版
令和4年10月5日	第5版
令和4年10月28日	第6版
令和4年12月12日	第7版

○共通事項

- 1 交付申請の提出物になりますが、交付要綱で定める様式第1号の提出は省略し、様式第2号の提出のみでよろしいでしょうか。
また、手続きにあたっては、都道府県が取り纏めの上、申請することになるのでありますが、その際、市区町村等からの間接補助に係る申請を待たずに申請することは可能でしょうか。
- 2 各事業に交付上限額は設定されているのでしょうか。事業実施計画に位置付ければ、各都道府県の全体額の中で執行することは可能でしょうか。
- 3 本交付金を用いて、新型コロナウイルス感染患者に対応する医療機関に対する協力金や医療従事者等に対する特殊勤務手当（防疫作業手当等）について、都道府県が医療機関に補助した場合、補助対象となるのでしょうか。
- 4 厚生労働大臣が認める者は、どのような機関を想定しているのでしょうか。
- 5 「医師1人1時間当たり7,550円」単価算出根拠をご教示いただけないでしょうか。
また、補助上限額を超える部分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とすることは可能でしょうか。
- 6 実施者が都道府県以外の者の場合は、都道府県が間接補助を行うという仕組みを想定されているという理解でよろしいでしょうか。
その際、都道府県の1/2負担が発生し、予算措置の必要があるということでもよろしいでしょうか。
- 7 国の交付決定前に行われた事業であっても、令和4年4月1日以降の事業であり、本交付金の実施要綱に沿った事業であれば、補助対象となります

か。所謂、内示前着工、交付決定前着工をしても差し支えないのでしょうか。

- 8 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、10月以降はどのようになりますか。
- 9 設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。
- 10 交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。
- 11 設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。
- 12 本交付金を用いた事業によって診療収入や医療従事者の派遣に対する謝金等の収入があった場合、総事業費から当該収入額を控除した額と補助基準額または対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に交付率を乗じた額が交付額となるのでしょうか。
- 13 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金と重複する事業はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

- 1 帰国者・接触者相談センターで外国人に多言語対応を行うため通訳者を雇用したり、資料を翻訳したりする経費も補助対象となるのでしょうか。
- 2 「偏見・差別とプライバシーに関するワーキング・グループ これまでの議論のとりまとめ」(※)において、「関係者が今後更なる取組みを進めるに当たってのポイントと提言」が示されているが、ここに列挙されている相談体制の構築、普及・啓発等について地方自治体が取り組むとした場合に、国から何らかの支援を受けることができるのでしょうか。

※https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/henkensabetsu_houkokusyo.pdf

- 3 「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（令和4年10月17日事務連絡）」において、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底が求められているが、相談体制の周知について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用することは可能でしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策事業

- 1 軽症者等の療養体制の確保について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。
- 2 ホテルの借上げ費について、補助上限額はあるのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

1 帰国者・接触者相談センターで外国人に多言語対応を行うため通訳者を雇用したり、資料を翻訳したりする経費も補助対象となるのでしょうか。

(答)

○ 補助対象となります。

2 「偏見・差別とプライバシーに関するワーキング・グループ これまでの議論のとりまとめ」(※)において、「関係者が今後更なる取組みを進めるに当たってのポイントと提言」が示されているが、ここに列挙されている相談体制の構築、普及・啓発等について地方自治体が取り組むとした場合に、国から何らかの支援を受けることができるのでしょうか。

※https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/henkensabetsu_houkokusyo.pdf

(答)

○ 新型コロナウイルス感染症に関する相談体制の構築については、緊急包括支援交付金の交付対象となっているので、今般ご照会のあった偏見・差別解消のための相談体制の構築などについても当該交付金の対象として差し支えありません。

3 「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（令和4年10月17日事務連絡）」において、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底が求められているが、相談体制の周知について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用することは可能でしょうか。

(答)

○ 「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（令和4年10月17日事務連絡）」を踏まえ、今冬に対応において、相談窓口を周知する場合、補助対象とすることは可能です。

例えば、感染が流行している時期に数回、地域住民に対して直接的に周知を行うために、新聞の折り込み広告やチラシのポスティング等を利用して、紙面を配布する方法が考えられます。